

江別市週休2日工事実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江別市が発注する工事における工事現場において、週休2日を確保するため、週休2日による施工の実施方法、提出資料その他必要な事項について定めることを目的とする

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土木工事 道路、橋、河川、公園、上下水道その他のインフラ整備等を目的とした工事をいう。

(2) 営繕工事 主に建築物の新築や増築、改修及び修繕などを目的とした工事をいう。

(3) 週休2日 次に掲げる状態をいう。

ア 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月（暦上の1月。以下同じ。）で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

イ 完全週休2日（土日）とは、対象期間において、全ての週（日曜日から土曜日までの7日間。以下同じ。）で土日現場閉所を行ったと認められる状態。

(4) 週休2日（交替制） 次に掲げる状態をいう。

ア 月単位の週休2日（交替制）とは、対象期間において、全ての月毎に技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

イ 完全週休2日（交替制）とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(5) 対象期間 契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間（年末年始6日間及び夏期休暇3日間として別に指定する期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、市があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等を除く。）をいう。

(6) 工事着手日 実際の工事のための現場における現場事務所等の設置、測量その他の準備作業に着手する日をいう。

(7) 工事完成日 出来形測量、現場事務所及び保安施設等の撤去その他の後片付け作業が全て終了した日をいう。

(8) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検その他の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場作業を行っていない状態をいう。

(9) 4週8休以上 次に掲げる状態をいう。

ア 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所率（降雨、降雪等による予定外の閉所日を含む。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態。

イ 月単位の4週8休以上（交替制）とは、対象期間内の全ての月毎の技術者や作業員などの休日率の平均が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態。

(対象工事)

第3条 対象とする工事は、現場閉所が可能な全ての工事とする。ただし、災害復旧工事、緊急対応工事、工期末に制限のある工事等週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

(発注方式等)

第4条 週休2日工事は、週休2日を原則とする。ただし、現場閉所を行うことが困難な工事等であって、市長が適当と認めたものは、週休2日(交替制)とすることができるものとする。

2 発注方式は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 受注者希望方式(受注者が、工事着工前に、発注者に対して完全週休2日又は月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで選択する方式をいう。以下同じ。)
- (2) 発注者指定方式(発注者が、月単位の週休2日又は完全週休2日による施工を指定する方式をいう。以下同じ。)

(補正方法)

第5条 補正方法は、受注者希望方式にあつては当初予定価格は週休2日を前提とした経費の積算を行わず、現場閉所(週休2日(交替制)にあつては休日取得。以下この項及び次条において同じ。)の履行状況に応じた増額の設計変更を行うこととし、発注者指定方式にあつては当初予定価格から月単位の週休2日又は完全週休2日を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の履行状況に応じた設計変更を行うものとする。

2 前項の積算に係る方法、係数等は、別表に定めるところによる。

(実施方法)

第6条 週休2日工事は、次に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 告示、指名通知及び見積通知並びに特記仕様書において、別図の記載例により、当該工事が週休2日工事の対象である旨、記載するものとする。
- (2) 受注者希望方式による週休2日工事にあつては、受注者は、契約締結後、週休2日による施工の取組意思等を記載した施工協議簿を工事監督員に提出するものとする。
- (3) 受注者(受注者希望方式による週休2日工事にあつては完全週休2日又は月単位の週休2日(交替制を含む。以下同じ。))による施工を希望する受注者に限る。)は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添えて、施工協議簿とともに工事監督員に提出するものとする。
- (4) 工事監督員は、前号の規定により計画工程表その他の書類の提出があつたときは、その内容を審査し、その妥当性を確認するものとする。
- (5) 工事監督員は、必要に応じて、受注者への聞き取り又は受注者からの関係書類の提示により、週休2日による施工が適切に実施されているか確認するものとする。
- (6) 工事監督員は、災害対応等の緊急時を除き、現場閉所の前日等に現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。
- (7) 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとし、週休2日による施工の実施にあつてはその趣旨に沿うよう努めるものとする。
- (8) 受注者は、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を休日とすることができるものとする。

- (9) 受注者は、地元対応、コンクリート打設後の養生期間、緊急対応その他やむを得ないときは、工事監督員と協議の上、振替休日等により休日を取得することができるものとし、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応するものとする。
- (10) 受注者は、週休2日工事の検証を行うため、発注者によるアンケート調査等の依頼があった場合は、これに協力するものとする。
- (11) 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りのほか、受注者からの関係書類（日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）、休日等取得実績調書等の提示により確認を行うものとする。
- (12) 交替制において、待機日など実際の作業はなくても、現場に戻りうる体制を確保している日は、休日とはしない。ただし、連絡体制のみ確保しており、休日作業が発生しなかった場合は、休日とすることができる。
- (13) 交替制において、現場開所日における現場代理人（主任技術者又は監理技術者）の休暇取得に当たっては、工事現場の運営に支障がないよう配慮し、発注者との連絡体制の確保について事前に協議を行うこと。
- (14) 交替制において、一時的に従事した技術者、技能労働者等（休日を除いた連続勤務1週（7日）以下の従事者をいう。）は確認対象外とする。
- (15) 一時的に従事している技術者及び技能労働者などについては、連続勤務1週（7日）以下であっても一定期間内で雇用（下請契約）しているなど、断続的であっても、対象工事以外を含めた期間中の勤務状況を確認するものとする。この場合において、対象工事で作業従事した開始日より1週（7日）毎を確認対象期間とする。
- (16) 週休2日工事において、受注者が週休2日による施工を履行することができなかった場合であっても成績評定において減点等の措置は行わないものとする。ただし、発注者指定方式による週休2日工事において、受注者に明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、この限りでない。

（実施のための変更）

第7条 前2条の規定にかかわらず、市長は、週休2日工事の実施のために必要と認めるときは、実施する週休2日工事ごとに補正方法及び実施方法を定めることができるものとする。

2 前項の規定により、個別に補正方法又は実施方法を定めたときは、特記仕様書にその内容を記載するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、週休2日工事の実施に関し必要な事項は、当該週休2日工事ごとに発注を所管する部の長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。